

国立大学法人山口大学一般事業主行動計画

趣 旨

本学においては、平成17年度から次世代育成支援対策推進法第7条第1項の規定に基づき定められた行動計画策定指針の基本的な視点を踏まえ、男性も女性もともに、全ての職員が個性と能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を図り、仕事と子育てを両立させることができ、また地域社会との共存を図りながら教育研究活動を行うために、行動計画を定め、積極的な両立支援のための取組みを進めています。

このたび、第一期行動計画（平成17年4月1日から平成22年3月31日）の施策を継承した次のような第二期行動計画を定め、引き続き積極的な両立支援のための取組みを進めていきます。

1. 計画期間

次世代育成対策推進法は平成17年度から平成26年度までの10年間の時限立法であるところ、この計画は、後半の期間である平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。

2. 内容

目標1 母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施する。

〈対策〉・諸制度の情報提供・周知を図るため、リーフレット「仕事と家庭の両立支援に関する各種制度について」の内容を充実し、配布、ホームページ掲載等により全職員に周知する。

目標2 子どもの出生時における父親の育児参加休暇の取得しやすい職場環境づくりを進め、休暇取得促進を図る。

〈対策〉・研修等の機会及びホームページを通じて、子どもの出生時における父親の育児参加休暇について周知・啓発を行い、男性職員がより育児参加休暇を取得しやすい職場環境づくりを行う。

目標3 育児休業の取得しやすい職場環境づくりへの協力を進め、男性職員の育児休業取得者の増加を図る。

〈対策〉・研修等の機会及びホームページを通じて、育児休業制度等について周知・啓

発を行うことで、男性の育児参加についての意識の醸成を図り、職員がより育児休業を取得しやすい職場環境づくりを行う。

- 目標4 時間外勤務の縮減を図るため、勤務時間管理における知識の浸透を推進する。
〈対策〉・研修等の機会を通じて、勤務時間管理における知識の浸透を推進することにより、業務運営の改善及び効率化に努める。